

時事新報

第千二百一十一號
 明治十九年三月一日 (庚申)
 舊丙戌正月廿六日
 日出版六時三十分
 月入後三時三十分
 年入後一時三十分
 滿前二時三十分
 (西曆一千八百八十六年)

社告

○時事新報の編輯部は、新報代價並ニ郵便料も必ズ附金ヲ以テ納入被下度候又前金切引候ハハ其日限り新報ノ送達相見合後
 ○新報代價並ニ郵便料トシテ御送附相成候員當方ニテニテ手仕候
 ○其御送附ノ御送附ハ不申上其代リニ毎日御送達申上候新報ノ御送
 ○新報代價並ニ郵便料トシテ御送附相成候員當方ニテニテ手仕候
 ○新報代價並ニ郵便料トシテ御送附相成候員當方ニテニテ手仕候

時事新報

帝室の権和力 (前號の續)

文明は兼政論紛々として理の八益しき世の中に於て理論
 風波を激するは過ぎず即ち民情調理の爲め帝室の権和
 力を此際以て導く部分より國の融和と保つと甚だ肝
 要なる所以なり因て今其例を求めて之を日耳曼國に得
 たり抑も今の日耳曼皇帝ウヰルヘルム第一世陛下は高
 齡已に八十九歳にして夙に敬聖文武の聞ゆり人心収攬
 の一點に至ては帝は最も鋭意する所にして去る千八百
 七十年普魯戰爭の際佛軍と奮闘して巴里城を出でたれ
 ども帝の伯林城を發するや軟に據て宮闕を回顧し國の
 興亡分け目一戰、人民の肝腦地に塗るゝを悲しむ
 涙を流して退去る能はざりしかば國民帝の赤心を
 察して欽仰す一切に聖年遂帝を推し日耳曼皇
 帝の位に即かしむるに至りたり帝は居常民と憐れみ
 帝の位に即かしむるに至りたり帝は居常民と憐れみ
 帝の位に即かしむるに至りたり帝は居常民と憐れみ

頻りに隨式の不可を陳べたれども帝遂に之を聽かず一
 年一回の觀兵式、朕之れに臨む能はざれば此位を保つ
 とを得ずとて例の通り隨式あり式場中偶々騎兵の落馬
 せしものありしに帝は御馬より飛び下りて懇に之を介
 抱されれば満場の感嘆暫時已まず鬼を欺く荒くれ武
 者も脆くも感涙に沈みたりと云ふ又帝の政務を視るや
 嚴密鄭重、些の粗略なく前年我國人某氏が公用を以て
 伯林府へ赴き府中の驛遞局に至りしに總官の卓上
 其上中得あり紙尾に朱筆にて三百マールと記之之消
 して三百五十マールと書き直し更之を塗抹して最後
 に四百マールと記し斯てウヰルヘルム第一世の署名を
 りたり即ち此上申書の驛遞總官が驛遞局官吏の恩給を
 三百マールに定む可まとの奏請に係り帝は熟考の上三
 百マールにて不足なり三百五十マールと決せんとして
 尙再考の後更に五十マールを加へ都合四百マールと
 裁決されざるものなりと帝の皇后アウガスタも亦敏
 達の開導り數年前の事とか伯林府の我公使館に雇はれ
 たる日耳曼の下婢、誤て窓外に懸懸したるとあり此時
 傍に人を見れば時の日本公使は手を取て之を扶け當
 座の治療を加へたるに聖朝に至りて一封書翰到來せ
 り披て之れを見れば皇后の親書に於て昨日我國民が偶
 然の怪我あり之折、親切に介抱、厚意謝するに堪たりと
 の文意なりまかば我公使も偏に皇后の聰敏なるに感じ
 たりと又或る片田舎にて父老相會して一寺院を創立せ
 んと出金經營の其際、紳士風の一人徐に入り來り寺院
 創立は奇特の事あり尙幾何金と齎集すれば十分ありや
 と聞たり扱て其金と寄附しる處にて斯く申す余は
 皇太子フレデリックウヰルヘルムありと名を告げて立
 去りたれば父老の喜、言語に絶し只管其恩徳と感佩す
 るばかりなりと右等は二三の例にして其他日耳曼皇
 帝皇后と始め皇族方の中に帝を以て人心と収攬する
 の舉動枚擧げし難く左に之を日耳曼國民が皇室に
 愛するに必は表裏に徹底し、動かす可らず彼の共和主
 義社會主義等比政論も熱心なるものも皇室の美事
 嘉行と耳あする時之自くら其懐は感激する所なき能は
 ず即ち目下日耳曼にて右等政論は融和を以て今日
 の平和と保つと得るはヒスマルク公の政治に熟達し
 て武名兒啼と止むるが爲のみ非帝室の権和力
 其効尤も偉かりと云はざるを得ず我輩は前途幾年の事
 と豫想して日本は社會上にも此融和力の靈用と大ます
 ること經世家の今日に熟慮す可きと云ふと云ふと信せる
 なり (畢)

軍省派軍省司法省支那省農商務省逓信省合書ス 此
 通則ニ依リ兼キモノハ其省ノ部ニ就テ之ヲ定ム○第二
 條 各省大臣ハ其主任ノ事務及今後法律勅令ニ依リ主
 任ニ關シテ事務ヲ付其責ニ任スヘシ 主任ノ事務兩省
 以上ニ關シタルトキハ閣議ノ各大臣ノ間ニ協議決定
 セサルトキハ之ヲ閣議ニ提出スヘシ○第三條 各省大
 臣事務アルトキハ臨時命ヲ承テ他ノ大臣其事務ヲ代理
 スルコトアルヘシ○第四條 凡ソ法律勅令ノ各省大臣
 主任ノ事務ニ關スルモノハ各省大臣内閣總理大臣均
 シテ之ニ副署ス若シ兩省以上ニ關シタルモノアルトキ
 ハ内閣總理大臣及閣議ノ各省大臣均シテ之ニ副署スヘ
 ○第五條 各省大臣ハ其主任ノ事務ヲ付法律勅令ノ
 制定廢止及改正ヲ要スルコトアルトキハ其主任ノ事務
 ニ提出スルコトヲ得○第六條 各省大臣ハ其主任ノ事
 務ニ付其職權若シテ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ノ範圍
 内ニ於テ法律勅令ヲ施行シ又ハ安葬秩序ヲ保持スル爲
 ○省令ヲ發スルコトヲ得○第七條 各省大臣ノ命令ハ
 ○省令ニ付テハ其省中各局課及其所轄官廳ノ事務細則ヲ定ムル
 ○於テ其省中各局課及其所轄官廳ノ事務細則ヲ定ムル
 ○於テ其省中各局課及其所轄官廳ノ事務細則ヲ定ムル
 ○於テ其省中各局課及其所轄官廳ノ事務細則ヲ定ムル

○各省大臣ハ其主任ノ事務ヲ付其責ニ任スヘシ
 ○各省大臣ハ其主任ノ事務ヲ付其責ニ任スヘシ
 ○各省大臣ハ其主任ノ事務ヲ付其責ニ任スヘシ
 ○各省大臣ハ其主任ノ事務ヲ付其責ニ任スヘシ